

春日部市企業管理規程第 3 号

春日部市上下水道部公示式規程をここに公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

春日部市水道事業管理者 宗広 則行

春日部市上下水道部公示式規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第5項に規定する水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める公表を要する規程以外の告示の公示式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(告示)

第2条 春日部市上下水道部の水道事業の公示文書は、告示をもって行うものとする。

(告示の公示)

第3条 告示を公示しようとするときは、公示文、年月日及び管理者名を記入しなければならない。

(公示の方法)

第4条 告示の公示は、春日部市公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行う。ただし、これにより難いときは、春日部市役所の掲示場に掲示して行うことができる。

(施行期日)

第5条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、公示式に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。